第一種電気工事士免状の返納を行う方へ

第一種電気工事士の方で、今後電気工事を行う予定が無い場合は、免状の返納をしてください。

※第一種電気工事士免状を持っている限り、５年に１回の定期講習を受講する義務があることから、第一種電気工事士は、電気工事を行わなくても、定期講習を受けなければ、法律に違反してしまうので、第一種電気工事士免状については、返納をお願いしています。

※第二種免状については、返納不要です。

１　必要書類

・自主返納届出書（A又はBの様式）

・第一種電気工事士免状（紛失した場合は、その旨「自主返納届出書」に明記）

２　書類の提出先

　　北海道から交付された免状をお持ちの方で、現在宗谷管内（稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町）にお住まいの方は、北海道宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係（下記お問い合わせ先）まで。

　　※他都府県の免状をお持ちの方は、交付元の機関へ（様式が違う可能性があります。）

３　注意事項

　・自主返納を行った後、免状を再取得する場合は、新規交付の扱いとなりますので、ご注意ください。

・ご本人が届け出る場合は、Aの様式を、ご本人以外の方が届け出る場合はBの様式で作成してください。

４　お問い合わせ先

　　宗谷総合振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係

〒097-8558　北海道稚内市末広４丁目２－２７

 　　電話番号：0162-33-2926

 　　FAX番号：0162-33-2629

**A**

第一種電気工事士免状返納届出書

　　年　　月　　日

北海道知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（フリガナ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　　　年　　月　　日

　電気工事士法第４条第２項の規定により交付を受けた第一種電気工事士免状を下記の理由により自主的に返納したいので、次のとおり届け出ます。

　　　　　　　　　　　免状交付番号　：

　　　　　　　　　　　免状交付年月日：

　　　　　　　　　　　自主的返納理由：

**B**

第一種電気工事士免状返納届出書

　　　　　年　　月　　日

北海道知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（免状保有者との続柄：　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（免状保有者の氏名）

　電気工事士法第４条第２項の規定により　　　　　　　　が交付を受けた第一種電気工事士免状を下記の理由により自主的に返納したいので、次のとおり届け出ます。

（ただし、返納に係る免状は紛失しましたので、発見した場合は直ちに返納します）

　　　　　　　　　　免状所有者の氏名：

免状交付番号　　：

　　　　　　　　　　免状交付年月日　：

　　　　　　　　　　自主的返納理由　：